

## 反処分・反テロ裁判勝利にあたって

本日、東京地方裁判所は、平成19年（ワ）第10533号損害賠償等請求事件（通称「反処分・反テロ裁判」）について、会社に対し原告組合員5名へ損害賠償としてそれぞれ33万円を支払うことを命じる勝利判決を下した。

この裁判は2006年12月20日、本部萩原委員長（当時）、小林書記長が中央労働委員会命令の履行確認行為として、新幹線地本淵上委員長（当時）、東京第一運輸所分会滝波分会長、東京第二運輸所分会尾崎副分会長とともに東京第二運輸所の総務科を訪れたことに対し、会社が「テロリスト的な行為」と一方的に断罪する掲示を職場に掲出した。さらに訪れた5名に対し不当処分を行ったことについて、2007年4月26日、会社を相手取りJR東海労と5名の組合員が損害賠償請求と処分無効の確認を求めて闘ってきたものである。

裁判では会社が「テロリスト的な行為」と表現したことが名誉毀損にあたるのか、さらには履行確認のため職場を訪問した組合員を処分したことは会社として正当な行為であるのかなどが争われてきた。

裁判長は判決文の中で掲示について「職場の平穏が著しく害されたような事実は認められないものであるが、実際の場面を見ていなかった東二運輸所の所員が上記の記載（大声で騒いで業務妨害に及ぶ）を読んだ場合、実際より誇大な印象を与える」とし、さらに「テロリスト的な行為という表現は、これを読む者に対し、原告らは偏った思想によって人の生命や、身体に対する重大な危害を企てようとするような危険な人物であるという印象を与えるものである」としている。よって職場に所長名で掲出された掲示は「テロリスト的な行為という記載は、事実と異なる不適切な表現と言わざるを得ない」「本件所長書面の掲示は原告の名誉を毀損する不法行為である」と断罪した。残念ながら不当処分の無効は認められなかったが、会社の不法行為が認定されたことは画期的な勝利である。会社がこの間繰り返してきた労働組合敵視の労務政策に司法のメスが入ったことは今後の闘いに大きな力となるであろう。

会社による攻撃は、私たちJR東海労の闘いが勝利的に進んでいることへの憎悪であり、闘う労働組合への弾圧である。私たちは、テロリスト呼ばわりする会社を断じて許さず、今裁判をはじめとする闘いを断固としておし進めてきたがゆえに勝利を勝ち取った。

しかし今回の勝利判決は、会社からの攻撃のひとつに勝利したに過ぎない。私たちは、この勝利判決に自信と確信を持ち、蒲郡駅事件の無罪判決と、加藤誠二さんの職場復帰を勝ち取る闘いをはじめとして、すべての仲間と連帯してさらに闘い抜くことをあらためて宣言する。

2009年1月15日  
JR東海労働組合中央本部